

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させ、また各ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、経営の効率性・健全性・透明性が不可欠であると認識しており、今後ともコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

具体的には、法令等の遵守、実効性ある内部統制、タイムリー・ディスクロージャー、独立性ある監査・監督機能等を意識し、企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小田 健太郎	2,275,000	33.91
株式会社デジタルガレージ	946,600	14.11
株式会社クレディセゾン	540,000	8.05
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	130,000	1.94
五味 大輔	110,000	1.64
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	103,000	1.54
CREDIT SUISSE AG . SINGAPORE BRANCH-FIRM EQUIY (POETS) (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	102,900	1.53
株式会社SBI証券	81,640	1.22
初雁 益夫	70,000	1.04
京セラコミュニケーションシステム株式会社	66,000	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
踊 契三	他の会社の出身者													
松本 雄大	公認会計士													
有賀 貞一	他の会社の出身者													
隈元 慶幸	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
踊 契三			踊契三氏は、株式会社デジタルガレージの取締役であります。株式会社デジタルガレージは当社の主要株主であり、当社と同社は業務資本提携関係にあります。また、株式会社デジタルガレージと当社とは取引関係にありますが、同社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、株主、投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	事業会社でのビジネス経験、経営経験を、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけるとの判断から社外取締役として選任しております。

松本 雄大				公認会計士としての経験と専門知識、コンサルティングファームの経験と専門知識を、当社の経営に活かしていただけるとの判断から社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
有賀 貞一			有賀貞一氏は、中央電力株式会社の取締役であります。中央電力株式会社と当社とは取引関係にありますが、同社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、株主、投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから独立性への影響はありません。	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけるとの判断から社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。
隈元 慶幸				弁護士としての豊富な経験と専門知識を、当社の経営に活かしていただけるとの判断から社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

現在は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は定めておりませんが、必要に応じ、管理部にて、職務の補助を行っております。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合に、監査等委員会はそれを指定できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人及び内部監査担当者は、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、社内取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員に付与しております。
当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的として、社外取締役に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は固定報酬(月額)のみで、当該報酬等の額は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内にて、代表取締役社長が基本方針(役員の役割や責任に相応しい水準とすること。当社の業績や中長期的な企業価値の向上に資すること。ステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えており、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること)に基づき、役割や責任、業績、他社の水準等を勘案した報酬案を策定し、社外取締役を過半数とする社長、社外取締役及び社長が指名した者で構成する協議により決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬は固定報酬(月額)のみで、当該報酬等の額は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内にて、監査等委員会の協議により決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役のサポートは、管理部にて行っており、会議資料の事前配布・補足説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会、監査等委員会を設置するとともに、日常業務の活動方針・状況を審議・報告する経営会議を設置しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役社長の指揮命令のもと、業務執行しております。

(1)取締役及び取締役会

取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち社外取締役1名)、取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役3名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催しております。

(2)監査等委員会

監査等委員会は取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役3名)で構成され、各監査等委員である取締役の監査実施状況の報告や協議等を実施します。監査等委員会は原則として毎月1回開催しております。

(3)経営会議

取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員、執行役員並びに社長の指名する者で構成され、原則として毎週1回開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を行っております。

(4)会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する早稲田宏、佐々田博信であります。継続監査年数につきましては、全員7年以内であります。また、当社の会計業務監査にかかる補助者の構成は、公認会計士4名、その他5名であります。

(5)責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当社の各社外取締役は、当社との間で、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役4名を選任しております。当社では、社外取締役の有する会社経営、会計財務、企業法務等に関する経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

当社は、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる向上及び意思決定の迅速化を図るため、2016年10月25日開催の第8回定時株主総会后、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	今回は、招集通知発送日の2日前に当社ホームページにて招集通知の開示を行いました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会やセミナーに定期的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後及び本決算発表後の年2回、決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料、招集通知等につきまして、当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に担当者1名を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程にて、ステークホルダーに対して公正かつ誠実に対応する旨、定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの適格な理解を得ることを目的に、企業活動における重要な会社情報の適時・適切な開示に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適性を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- a. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等(会社法施行規則第110条の4第2項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ)及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- c. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- d. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保する体制
- f. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- g. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、会計参与及び使用人、並びに子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- h. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- j. 反社会的勢力を排除するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及び子会社において反社会的勢力対応規程を定め、その基本方針として、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。

また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しません。

経常的な取り組みとしましては、新規取引先については、社外データベース等による情報収集を行っております。また、継続取引先についても年1回、同様のチェックを行い、反社会的勢力との関係排除に努めております。

取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照下さい。

(2) 適時開示体制について

当社は、適時開示の担当部署を経営企画部とし、取締役 CFOを責任者としております。

当社は、会社法、金融商品取引法等関係諸法令はもとより、取引所が定める適時開示規則に則った情報開示に努めてまいります。収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを経た上で公表すべき情報は適時に公表してまいります。

